

第7章

国土強靱化地域計画

第1節 国土強靱化地域計画

- 1 国土強靱化の概要
- 2 脆弱性評価
- 3 強靱化に向けた取組

第1節 | 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の概要

国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

「基本法」では、地方自治体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」と定められています。

これを受けて、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

令和5年6月に、「基本法」が改正され、令和5年7月には、新たな「国土強靱化基本計画」が策定され、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策を更に推進していく方針がより明確化されました。

その後、令和6年1月1日、石川県能登半島でマグニチュード7.6の地震が発生し、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらし、多数の被災者が長期にわたる避難をすることとなりました。この災害では、避難所生活の困難やライフラインと交通インフラの脆さが浮き彫りになりました。

また、国は令和7年6月に、「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定しました。

この計画は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の後継として位置付けられ、基本計画に定めた国土強靱化政策の展開方向（5本柱）に沿って実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めることを目的としています。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを目指しています。

さらに、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」の見直しに向けて検討を進めるなど、国土強靱化の取組を一層強化しています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震等に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定に合わせて、本章を「国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、後期基本計画と一体的に策定します。

なお、地方自治体における「国土強靱化地域計画」の策定に当たっては、国や都道府県の国土強靱化関係の計画との調和を図ることとされています（図7-1参照）。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

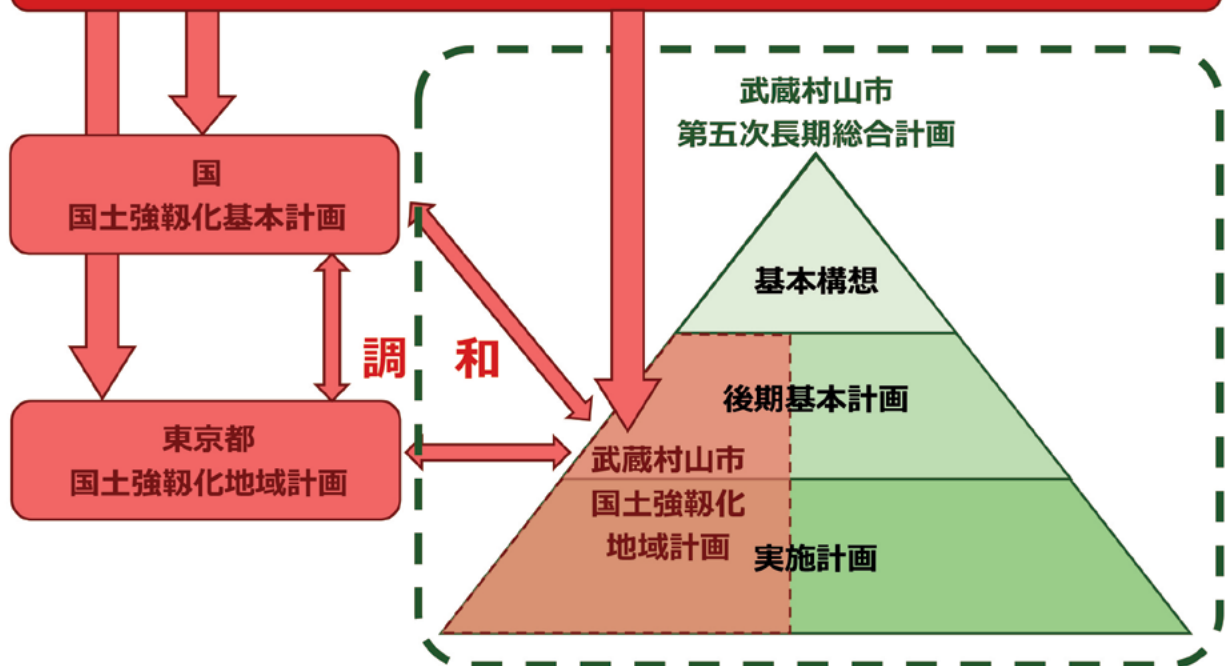


図7-1 国土強靱化地域計画の概念図

基本目標

「基本構想」で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組と併せて、国土強靱化に関する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

◆ 国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

2 脆弱性評価

脆弱性の考え方

国土強靱化に基づく施策を推進し「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して具体施策を設定します。

想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

【地震】

- ・首都直下地震等（多摩東部直下地震、立川断層帯地震）

【風水害】

- ・土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靱化の推進目標を次の6項目と設定します。

- A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- C 必要不可欠な行政機能を確保する
- D 経済活動の致命的な機能不全を回避する
- E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

それぞれの推進目標の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の29項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番 号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	A-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	A-3	突発的又は広域的な豪雨に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	A-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など)等による多数の死傷者の発生
B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ	B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	B-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
C 必要不可欠な行政機能を確保する	C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
D 経済活動の致命的な機能不全を回避する	D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
	D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	D-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	E-1	通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	E-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	E-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	E-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	E-5	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する	F-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	F-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	F-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	F-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	F-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	F-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

脆弱性評価

29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析と評価は次のとおりです。

A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

番 号	起きてはならない最悪の事態
A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚】

- ・「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本です。市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自ら身の安全を守るよう行動することが求められます。

【地域防災力の向上（新規）】

- ・自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上や自主防災組織活動の活性化、地域での防災訓練等の実施、地区集会所の適切な管理等を進める必要があります。

【災害対策の総合的推進】

- ・防災体制の充実・強化、防災まちづくりの推進、防災意識の高揚、治水対策の推進等、災害対策を総合的に推進していく必要があります。

【公共建築物の耐震性等の強化】

- ・公共建築物（災害対策活動拠点、病院、消防署、学校、体育館、文化施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する必要があります。なお、整備に当たっては高齢者や障害者等の利用を考慮したユニバーサルデザインへの対応が必要です。

【民間建築物の耐震性の強化】

- ・東京都及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての事業者等への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の診断・改修への補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

【住宅の耐震性等の強化】

- ・住宅や住宅地の耐震性を高めていくことが重要となります。
また、倒壊のおそれのある空き家等の把握に努め、所有者への注意喚起を行う必要があります。

【災害時の緊急活動を支える施設整備】

- ・道路（幹線道路だけでなく生活道路を含む。）、公園、河川等の公共の空間は、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める必要があります。新青梅街道をはじめとする緊急交通路や緊急輸送路については、沿道の建物の倒壊等による道路の閉塞を防止する対策が必要です。

【無電柱化の推進（新規）】

- ・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。

【長期総合計画の推進】

- ・地域の強靱化は、長期総合計画に基づくまちづくり推進により実現されることから、長期総合計画の計画的推進を図る必要があります。

番 号	起きてはならない最悪の事態
A - 2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<p>【消防・救急・救助体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等の発生時には、大小様々な火災が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想され、消防車等の到着が遅くなる可能性が高いことから、火災の拡大防止を目的とした地域住民の初期消火等の防災技術の向上を図る必要があります。 ・市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する必要があります。 <p>【消防団の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団は、災害時においては消防活動だけでなく救急救命、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい火災予防・啓発活動等を実施するなど、地域防災の中心的な役割を果たしていることから、消防団の育成・強化、装備の充実を図るとともに、団員を確保していく必要があります。 <p>【防災まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模商業施設等の不特定多数が集まる施設において、災害による火災発生時に消防活動が迅速に行えるような整備を推進する必要があります。 また、避難する場所として公園・緑地等を適切に配置する必要があります。 <p>【市街地の不燃化促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模火災のリスクの高い市街地については、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等を計画的に整備し、不燃化等を推進していく必要があります。 ・住宅の耐震化等の対策を推進し、地震発生等の火災発生防止に努める必要があります。 <p>【道路の整備・維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の閉塞が避難や救助・消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、避難路や緊急輸送道路となる道路等の整備を促進するとともに、道路の通行可否についての情報を、的確に収集・発信する必要があります。 	
A - 3	突発的又は広域的な豪雨に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
<p>【地域コミュニティの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難することが必要です。このため、迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。 <p>【地域防災力の向上（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上や自主防災組織活動の活性化、地域での防災訓練等の実施、地区集会所の適切な管理等を進める必要があります。 	

番号	起きてはならない最悪の事態
	<p>(A-3の続き)</p> <p>【地球温暖化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的かつ突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。 <p>【浸水対策の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「雨水管理総合計画」に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進する必要があります。 <p>【下水道施設耐震化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。
A-4	<p>大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生</p>
	<p>【地域コミュニティの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域等においてはその周知を図るとともに、土砂災害の発生が予想される際には、地域住民が声をかけ合って避難することが必要です。このため、適切な情報提供に取り組むことと併せて、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。 <p>【狭山丘陵の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵については、地球温暖化の予防に資するとともに、開発等による不自然な地形の変化等を抑止するため、保全などの対策を推進する必要があります。 <p>【地球温暖化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的かつ突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。 <p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵周辺の適正な管理を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれの高い地域の周辺住民に対し、避難方法や避難の時期等の身を守る対応を周知するとともに、災害のおそれがある場合は早期の情報提供に努める必要があります。

B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ

番号	起きてはならない最悪の事態
B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>【救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲にわたる大規模な災害が発生した際は、警察、消防、自衛隊等による救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を確立し、救出・救護体制の構築を図る必要があります。 ・避難場所、福祉避難所への避難誘導、搬送についても同様に連携し、体制の確立・強化を図る必要があります。 <p>【住宅・宅地、市街地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際でも、被害を最小限に抑えることで、警察や消防等の負担を軽減し、必要な地域に必要な支援ができることから、建物の耐震化等を促進する必要があります。 <p>【周辺自治体、防災協定を締結した自治体等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する必要があります。 	
B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>【医療救護体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制を整備する必要があります。 <p>【支援ルートの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の建築物やブロック塀の倒壊などにより、支援ルートを遮断することのないよう、道路や宅地等の耐震化、強靱化を進める必要があります。 <p>【無電柱化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 	
B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
<p>【避難所の運営方法の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる学校等については、実災害を想定した訓練を地域コミュニティと連携して実施する必要があります。あわせて、女性や高齢者、障害者等に配慮した避難所運営を行う必要があります。今後、訓練等の実施を通して、継続して運営マニュアル等を見直していく必要があります。 ・避難所における居住スペースについて、被災者が尊厳ある生活を送るためのスフィア基準の基本指標であるスペースの確保に向けた検討が必要です。 ・避難所など平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。 	

番 号	起きてはならない最悪の事態
	<p>(B-3の続き)</p> <p>【災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、アウトリーチ等の手法を活用した被災者の支援を行う必要があります。 <p>【下水道施設耐震化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。
B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	<p>【物資、資器材等の備蓄、調達体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。 ・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。 <p>【応急給食提供体制の確保（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。 ・防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用するこにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。 <p>【防災DXの推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用し、災害時等における情報の集約と可視化や避難者対応の効率化及び迅速化等の仕組みづくりを行う必要があります。 <p>【無電柱化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 <p>【ライフラインの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道やガス、電気等が、災害発生後に速やかに復旧できるよう、平常時からライフライン事業者や関係機関等と連携を図る必要があります。 <p>【再生可能エネルギーの利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく災害時にも利用可能なものが多いことから、関係機関と連携し、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する必要があります。 <p>【地下水の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の生活用水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。 ・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。

番号	起きてはならない最悪の事態
B-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
<p>【帰宅困難者対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した時に危険区域にいる市民や、大型商業施設などの不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、避難所等の確保や、避難誘導體制、避難所運営体制の整備、安全に通行できる避難路の確保を進め、帰宅困難者の安全確保に努めるとともに、適切な情報提供を図り、混乱を防ぐ必要があります。 	
B-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>【新たな感染症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たな感染症が発生した場合に備えた体制整備・対策に取り組む必要があります。 <p>【災害時における感染症対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所など平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。 ・被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の維持と衛生環境の確保のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する必要があります。 <p>【ごみ処理体制の整備（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不適切な分別や収集の停滞による不衛生な環境により、感染症の拡大につながるおそれがあることから、災害発生後の速やかなごみ処理体制の確立及び普及を図る必要があります。 <p>【下水道施設耐震化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。 	

C 必要不可欠な行政機能を確保する

番号	起きてはならない最悪の事態
C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>【日頃からの地域安全運動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害発生時には、警察機能の大幅な低下が懸念されることから、地域コミュニティにおける防犯活動等の取組が求められます。このため、日常的な地域安全運動を推進するとともに、災害発生時における防犯パトロール、避難所における防犯対策等の取組を想定した訓練を実施する必要があります。 	
C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>【職員に対する防災教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において迅速に状況を判断し、的確な防災活動と行政機能の維持に向けた行動を遂行できるよう、災害時の行動マニュアルや避難所運営マニュアル等の更新・周知を行うとともに、地域コミュニティと連携した定期的な防災訓練を実施する等、防災教育の徹底が必要です。 <p>【被害の軽減による行政機能の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を定め、行政機能への被害の最小限化に取り組む必要があります。 	

番号	起きてはならない最悪の事態
(C-2の続き)	<ul style="list-style-type: none"> 避難や復興の拠点となる避難所や市庁舎等の公共施設において、耐震化をはじめとした計画的な維持管理が必要です。

D 経済活動の致命的な機能不全を回避する

番号	起きてはならない最悪の事態
D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
	<p>【幹線道路等の計画的整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。 <p>【無電柱化の推進（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 <p>【企業等における災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。
D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	<p>【消防・救急・救助体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震等の発生時には、重要な産業施設の被災が予想されることから、市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速かつ適切な対応に取り組む体制を整備する必要があります。 <p>【企業等における災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。 <p>【公害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平常時から、市民、企業、行政等の協働により、良好な生活環境の形成や環境保全による公害対策に取り組むことが求められます。特に有害物質を扱う事業者等においては、その管理の徹底が求められます。
D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	<p>【地域経済の循環の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の早期復興を推進する上で、金融サービスと郵便等の輸送インフラの早期再開は不可欠です。産業活動だけでなく、消費活動の早期復興を推進するため、金融サービスと輸送インフラの強靱化に事業者等と連携して取り組む必要があります。

番号	起きてはならない最悪の事態
D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
<p>【食料・飲料水・生活必需品等の備蓄・調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。 ・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。 <p>【食料品の製造販売の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業や小売店等においては、被災者に食料品が安定供給されるよう、BCPに基づいた生産販売活動が行われるよう取り組んでいく必要があります。 <p>【応急給食提供体制の確保（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。 ・防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用するにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。 <p>【防災食育センターの機能維持（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、避難所への応急給食を行うために防災食育センターが整備されました。また、本施設は復興を進めるに当たり、早期に学校への給食を実施する必要があることから、平時からの適切な維持管理を行う必要があります。 	
D-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>【農業用水の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産活動が安定して行われるよう、農業用水の確保を図る必要があります。このため、農業用水設備等の強靱化を推進するとともに、農業用水源の確保に努めることが求められます。 <p>【地球温暖化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が原因とみられる異常気象の発生が増加しており、対策が求められています。地球温暖化対策を推進し、異常気象の発生を抑制していく必要があります。 <p>【地下水の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の生活用水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。 ・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。 	
D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<p>【農地・農業用施設の予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生に際して農業被害を最小限に抑えるため、農家等と連携して予防対策を実施する必要があります。 <p>【狭山丘陵の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭山丘陵については、土砂災害等の発生による荒廃を防止するため、開発等による不自然な地形の変化・変更を抑止し、保全などの対策を推進する必要があります。 	